

長浜市名誉市民条例をここに公布する。

令和7年12月23日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第36号 長浜市名誉市民条例

長浜市名誉市民条例

(名誉市民)

第1条 市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業及び経済の進歩又は学術及び文化スポーツの興隆に寄与及び貢献し、その功績が卓絶で市民から尊敬されるものに対して、長浜市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。

(議会の同意)

第2条 名誉市民は、市長が議会の同意を得てこれを決定する。

(顕彰)

第3条 名誉市民には、表彰状及び記念品を贈呈する。

2 名誉市民の氏名及びその事績の概要は、市広報等により公表する。

(待遇)

第4条 名誉市民には、次の待遇を行うことができる。

- (1) 事績を将来に伝える顕彰
- (2) 市の行う式典等への招待
- (3) 相当の礼をもってする慶弔
- (4) その他市長が必要と認める待遇

(称号の取消し)

第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。